

令和6年10月1日から

大阪府の最低賃金が時間額**1,114円**

になりました

あなたの事業所に

専門家を

無料で

社会保険労務士

派遣します！

メールやオンライン
相談にも対応いたします

最低賃金の引上げ

時間外労働の削減

不合理な待遇差の禁止

職務分析・職務評価の取組

残業の割増賃金率の引上げ

等

上記についてご相談ください。

まずは、お気軽にご連絡ください



: 0120-068-116

フリーダイヤル

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

対応日時: 平日 午前9時～午後5時まで
(水曜日のみ午後6時まで)



詳細はWEBでご覧いただけます。

メールアドレス: hatarakikata@sr-osaka.jp

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/osaka/>

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 最寄り駅: 地下鉄・京阪「天満橋」駅

令和6年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 委託者: 厚生労働省大阪労働局 受託者: 大阪府社会保険労務士会